

平成 19 年 8 月 2 日

各 位

会社名 広島ガス株式会社
代表者名 代表取締役社長 深山 英樹
(コード番号 9535 東証第二部)
問合せ先 執行役員総務部長 中村 治
TEL 082-252-3000 (広報環境室)

「信託型従業員持株インセンティブ・プラン (E-Ship)」の導入について

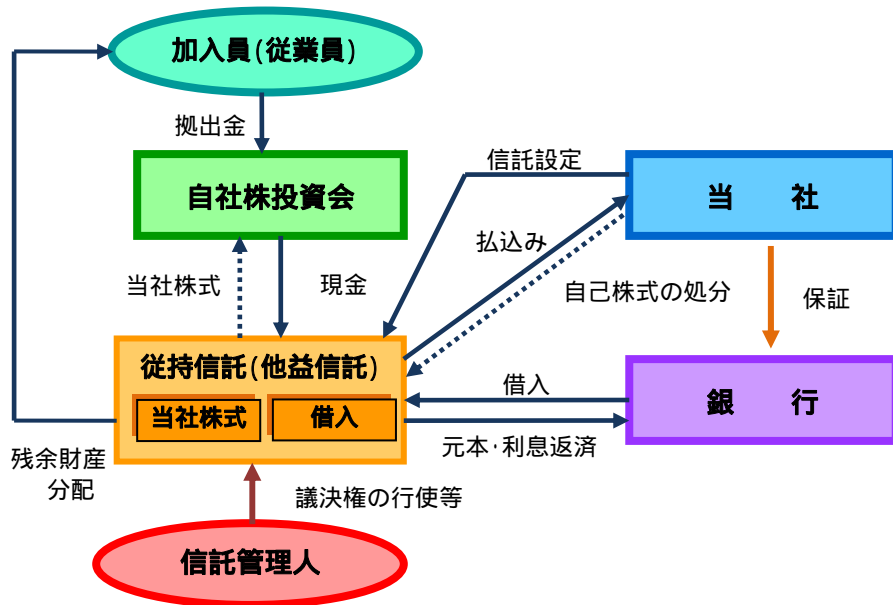
当社は、平成 19 年 8 月 2 日開催の取締役会において、当社従業員へのインセンティブ・プランの拡充を目的として、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン (E-Ship)」(以下、「本プラン」といいます。)の導入を決議いたしましたのでお知らせいたします。

本プランは、当社従業員である「広島ガス自社株投資会」(以下、「投資会」といいます。)の加入員を受益者とする「自社株投資会専用信託」(以下、「従持信託」といいます。)が、今後 5 年間にわたり投資会が取得する規模の当社株式を予め一括して取得し、信託終了時点までに投資会への当社株式の売却を通じて当該従持信託内に累積した売却益相当額(残余財産)が残った場合、それを、受益者要件を満たす当社従業員に分配するインセンティブ・プランです。

本プランは、投資会に加入する全ての従業員を対象とする仕組みであり、幅広い従業員が株価を意識し、企業価値向上を目指して業務遂行することを促すものです。また、投資会が市場の流動性の影響を受けることなく円滑に当社株式の買付を行うことができ、さらに、従業員の利益を代表した信託管理人が投資会の意思を反映した従持信託内の当社株式に関わる議決権行使を行うことから、従業員が株主としてその意思を企業経営に反映させることにより、当社のコーポレート・ガバナンスが一層向上することが期待されます。

本プランの導入に伴い、当社は現在保有する自己株式 265 万株のうち 75 万株(252 百万円相当)を従持信託へ一括して処分することを同時に決議いたしました(詳細につきましては、本日付「第三者割当による自己株式の処分について」をご参照下さい)。

< 信託型従業員持株インセンティブ・プラン (E-Ship) の概要 >



(注) 実線 (を除く) は資金の移動、点線は株式の移動を示しています。

当社が、受益者要件を充足する当社従業員を受益者とした従持信託（他益信託）を設定します。

従持信託は銀行から当社株式の取得に必要な資金の借入を行います。当該借入に当たっては、当社、従持信託、銀行の三者間で従持信託の行う借入に対して保証契約を締結します。保証契約に基づき、当社は、従持信託の借入について保証を行い、その対価として保証料を従持信託から受け入れます。

従持信託は信託期間内に自社株投資会が取得すると見込まれる相当数の当社株式に関する割当を受けます。

従持信託は信託期間を通じ、保有する株式を、毎月一定日に自社株投資会に時価で売却します。

従持信託は投資会への当社株式の売却により受け入れた株式売却代金、及び保有株式に関わる配当金を、銀行からの借入金の元本金利返済に充当します。信託期間を通じ、受益者の代表として選定された信託管理人が議決権行使等、信託財産の管理の指図を行います。

信託終了時に信託内に残余財産がある場合には、信託契約において予め定められた受益者要件を充足する当社従業員に対し、信託期間内に買い付けた株数に応じて分配されます。

信託終了時に借入が残っていた場合には、保証契約に基づき、当社が弁済します。

(ご参考) 『信託型従業員持株インセンティブ・プラン (E-Ship、「Employee Shareholding Incentive Plan」の略称です。)』は、米国で普及している従業員持株制度 ESOP (Employee Stock Ownership Plan) を参考に、野村證券株式会社および野村信託銀行株式会社が従業員持株会の仕組みを応用して開発した新しい従業員向けインセンティブ・プランです。

以上